

史跡池上曽根遺跡内におけるき損被害について

1. 概要

令和6年6月5日、池上曽根遺跡史跡指定地内の発掘調査を実施していたところ、伐採された樹木が大量に埋められている状況が発見された。史跡内において許可なく行われた現状変更であり史跡のき損にあたる（文化財保護法違反）

2. き損の場所

大型掘立柱建物の北東側エリア（別添図のとおり）

3. 被害状況

南北 18.5m、東西 28mの範囲において、深さ 1.5～2m程度掘削され、近年に伐採されたと思われる樹木などが埋められていた。

4. 発見以降の対応状況

令和6年6月7日	文化遺産活用課から大阪府教育庁文化財保護課に報告
令和6年6月10日	大阪府教育庁による現地確認、大阪府より文化庁に報告
令和6年6月13日	史跡のき損にあたることから、文化遺産活用課から和泉警察署に捜査依頼
令和6年7月29～30日	文化遺産活用課による被害範囲の確認調査を実施
令和7年1月～3月	文化遺産活用課によるき損部分の範囲確認調査を実施（他の部分への被害の広がりなし）

5. 今後の対応

- ・発掘調査 8月末よりき損部分の発掘調査を実施
- ・再発防止 巡回の強化など史跡指定地内の管理の徹底

6. 問い合わせ

和泉市教育委員会 文化遺産活用課 担当：森下 電話：0725-99-8163

■教育委員会コメント（辻公伸 和泉市教育委員会教育次長兼生涯学習部長）

「池上曽根遺跡において、史跡のき損が見つかったことは大変遺憾であり、今後、再びこのようなことが起きることのないよう再発防止につとめます。」

参考

・文化財保護法

第125条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

・史跡池上曽根遺跡

弥生時代の全期間(2300～1800年前)を通じて営まれた、わが国屈指の環濠集落。昭和51(1976)年に環濠に囲まれた範囲を中心に、約11.5haが国史跡に指定された。平成13(2001)年に史跡のおよそ1/3のエリアが整備され、史跡公園として開園。現在第2期整備に取り組んでいる。



き損範囲及び調査範囲



き損発見時



き損範囲



き損の状況(実況見分)



き損部分の埋設物(実況見分)